

六十四 第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(当該事業年度前の連結事業年度に他の連結法人が800万円の損金算入の特例を受けた場合の適用関係)</p> <p>65の5-1 措置法第65条の5第1項に規定する800万円の額は、法人ごとの年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、法人の当該事業年度直前の事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該法人と連結完全支配関係を有する他の連結法人が措置法第68条の76第1項の規定の適用対象となる農地保有の合理化のための農地等の譲渡を行ったことにより、連結所得の金額の計算上、同項の規定による800万円の損金算入の特例の適用を受けている場合であっても、当該連結事業年度後の当該事業年度において、当該法人が当該他の連結法人が行った譲渡等の日と同一年中の日に措置法第65条の5第1項の規定の適用の対象となる農地保有の合理化のための農地等の譲渡を行ったときには、同項に規定する800万円を限度として同項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 同項の800万円の損金算入の特例による損金算入限度額の計算上800万円から控除することとなる金額は、同一の年に属する期間中の農地保有の合理化のための農地等の譲渡につき措置法第65条の6の規定(同法第68条の77の規定を含む。)の適用を受けたかどうかにかかわらず、当該農地保有の合理化のための農地等の譲渡につき既に措置法第65条の5の規定(同法第68条の76の規定を含む。)により計算した損金算入額となる。</p> <p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65の5-2</p> <p>別表4</p>	<p>(新設)</p> <p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65の5-1</p> <p>別表4</p>

六十五 第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(収用等をされた資産についての適用除外)</p> <p>65の7(1)-3</p> <p>.....措置法第65条の7から第65条の9まで.....</p>	<p>(収用等をされた資産についての適用除外)</p> <p>65の7(1)-3</p> <p>.....同法第65条の7から第65条の9まで.....</p>
<p>(借地権の譲渡対価の全部又は一部を土地所有者が取得した場合の特例の適用)</p> <p>65の7(1)-8</p> <p>.....(当該土地の所有者が当該法人の代表者等であるとき).....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(借地権の譲渡対価の全部又は一部を土地所有者が取得した場合の特例の適用)</p> <p>65の7(1)-8</p> <p>.....(当該土地の所有者が法人の代表者等であるとき).....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>
<p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>65の7(1)-22</p> <p>(注)</p> <p>.....措置法令第39条の7第36項各号.....</p>	<p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>65の7(1)-22</p> <p>(注)</p> <p>.....措置法令第39条の7第35項各号.....</p>
<p>(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)</p> <p>65の7(1)-29</p> <p>.....措置法第65条第1項第2号.....</p> <p>(注)</p> <p>.....措置法第65条の7.....措置法第65条又は第65条 の2.....措置法第65条の7.....</p>	<p>(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)</p> <p>65の7(1)-29</p> <p>.....同法第65条第1項第2号.....</p> <p>(注)</p> <p>.....同法第65条の7.....同法第65条又は第65条の2 の2.....同法第65条の7.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65の7(1)-38</p> <p>.....措置法令第39条の7第36項各号.....</p> <p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>65の7(1)-40 法人が、措置法第65条第1項又は第5項の規定の適用を受けた同条第1項第5号又は第6号に規定する権利又は当該権利に基づき取得した建物で同条第7項又は第8項の規定.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法第65条第7項又は第8項.....</p> <p>(交換の場合の買換資産)</p> <p>65の7(1)-42</p> <p>.....措置法第65条の9.....措置法第65条の8.....</p> <p>.....</p> <p>(差益割合の計算)</p> <p>65の7(3)-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>.....措置法令第39条の7第41項において準用する同条第34項...</p>	<p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65の7(1)-38</p> <p>.....措置法令第39条の7第35項各号.....</p> <p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>65の7(1)-40 法人が、措置法第65条第1項又は第6項の規定の適用を受けた同条第1項第5号に規定する権利又は当該権利に基づき取得した建物で同条第5項の規定.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法第65条第5項.....</p> <p>(交換の場合の買換資産)</p> <p>65の7(1)-42</p> <p>.....同法第65条の9.....同法第65条の8.....</p> <p>...</p> <p>(差益割合の計算)</p> <p>65の7(3)-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>.....措置法令第39条の7第40項において準用する同条第33項...</p>

.....
(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)

65の7(3)-2

.....**措置法第65条の3**.....**措置法第65条の7**.....

.....

.....

(譲渡事業年度前の事業年度において取得した資産の圧縮記帳)

65の7(3)-4

.....**当該事業年度後の事業年度における同項の規定による買換資産(当該事業年度後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度における措置法第68条の78第3項の規定による買換資産)とみなすことができるものとする。**

(譲渡経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳等の計算の調整)

65の7(3)-8 **法人が、譲渡資産の譲渡に要する経費を支出することとなる場合における措置法第65条の7から第65条の9までの規定による圧縮記帳又は特別勘定の計算については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の取扱いに準ずるものとする。**

- (1) **当該譲渡があった日を含む事業年度において、翌事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)以後に当該譲渡に要する経費の全部又は一部を支出することが予定されている場合** 64(3)-8及び64(3)-10の取扱い

(注) **これらの取扱いに準じて譲渡資産の譲渡に要する経費の額の見積りをする場合におけるその見積額については、当該譲渡があった日を含む事業年度において未払金に計上することができる。**

.....
(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)

65の7(3)-2

.....**同法第65条の3**.....**同法第65条の7**.....

.....

.....

(譲渡事業年度前の事業年度において取得した資産の圧縮記帳)

65の7(3)-4

.....**当該事業年度後の事業年度における同項の規定による買換資産とみなすことができるものとする。**

(譲渡経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳等の計算の調整)

65の7(3)-8 **法人が、譲渡資産の譲渡に要する経費を当該譲渡の日を含む事業年度後の事業年度において支出することとなる場合における措置法第65条の7から第65条の9までの規定による圧縮記帳又は特別勘定の計算については、64(3)-8、64(3)-10及び64(3)-11の取扱いに準ずるものとする。**

(注) **本文により64(3)-8又は64(3)-10の取扱いに準じて譲渡資産の譲渡に要する経費の額の見積りをする場合におけるその見積額については、当該譲渡があった日を含む事業年度において未払金に計上することができる。**

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>当該譲渡資産の譲渡に伴い当該特別勘定を設けた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、措置法第68条の79の規定により特別勘定を設けた当該連結事業年度）後の事業年度において当該譲渡に要する経費を支出した場合</u> <u>64(3)－11の取扱い</u></p> <p>(建物、構築物等の建設等が遅れる場合の土地等の圧縮額の益金算入)</p> <p>65の7(3)－10 法人が、取得した買換資産たる土地等で65の7(2)－2(1)イの<u>かっこ書（連結措置法通達68の78(2)－2(1)イのかっこ書を含む。）</u>に定めるものについて、当該建物、構築物等がその建設等に着手した日から3年以内に当該法人の事業の用に供されない場合には、当該土地等については、<u>当該3年を経過する日を含む事業年度において措置法第65条の7第4項の規定の適用をするのではなく、その取得の日から1年を経過する日を含む事業年度において同項の規定（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、措置法第68条の78第4項の規定）の適用があることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>当該3年を経過する日を含む事業年度における措置法第65条の7第12項の規定の適用についても同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65の7(3)－11</p> <p>.....措置法に規定する特別償却（措置法第46条及び第46条の2第1項.....</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65の7(3)－12 <u>法人が買換資産につき措置法第65条の7第4項又は第12項の規</u></p>	<p>(建物、構築物等の建設等が遅れる場合の土地等の圧縮額の益金算入)</p> <p>65の7(3)－10 法人が、取得した買換資産たる土地等で65の7(2)－2(1)イの<u>かっこ書に定めるものについて、当該建物、構築物等がその建設等に着手した日から3年以内に当該法人の事業の用に供されない場合には、当該土地等については、その取得の日から1年を経過する日を含む事業年度において措置法第65条の7第4項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>同条第12項の規定の適用についても同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65の7(3)－11</p> <p>.....措置法に規定する特別償却（第46条及び第46条の2第1項... ..</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65の7(3)－12 <u>措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けた買換</u></p>

定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度（措置法第68条の78第4項又は第12項の規定の適用を受けた連結事業年度後の事業年度を含む。）においては、当該買換資産について措置法第42条の5、第42条の7から第44条の2まで、第44条の4から第44条の7まで及び第44条の9から第49条まで（同法第46条及び第46条の2第1項を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の2及び第52条の3の規定による特別償却等をすることができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。

- (1)
- (2)
- (注)1
- 2

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

65の7(3)－13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第42条の5、第42条の7から第44条の2まで、第44条の4から第44条の7まで及び第44条の9から第45条の3まで及び第46条の3から第49条まで並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3の規定の適用を受けている場合.....

(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)

65の7(4)－4 同一事業年度分の譲渡対価に係る特別勘定（連結事業年度において設けた特別勘定を含む。）について、措置法第65条の8第1項かつこ書の規定（同法第68条の79第1項かつこ書の規定を含む。）による取得指定期間の認定を受けたもの.....

資産について同条第4項又は第12項の規定により益金の額に算入された場合には、その益金の額に算入されることとなった日以後においては、当該買換資産について措置法第42条の5から第42条の10まで及び第42条の12から第49条まで（第46条及び第46条の2第1項を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る第52条の2及び第52条の3の規定による特別償却等をすることができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。

- (1)
- (2)
- (注)1
- 2

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

65の7(3)－13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第42条の5から第42条の10まで、第42条の12から第45条の3まで及び第46条の3から第49条まで並びにこれらの規定に係る第52条の3の規定の適用を受けている場合.....

(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)

65の7(4)－4 同一事業年度分の譲渡対価に係る特別勘定について、措置法第65条の8第1項かつこ書の規定による取得指定期間の認定を受けたもの.....

改 正 後	改 正 前
<p>(前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもって圧縮記帳をする場合の計算)</p> <p>65の7(4)－6</p> <p>.....当該買換資産の取得に充てられる金額としてその取得の日を含む事業年度における譲渡対価の額と当該事業年度前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)における譲渡対価の額(特別勘定の経理の対象となった額)</p> <p>(特別勘定を設定した場合の取得資産)</p> <p>65の7(4)－7 措置法第65条の8第1項又は第68条の79第1項の特別勘定(措置法第65条の8第6項又は第68条の79第7項の規定により合併法人等が設けているとみなされたものを含む。)を設けている法人が措置法第65条の8第7項に規定する取得指定期間内に取得する資産は、次の(1)又は(2)に掲げる資産(以下65の7(4)－7において「取得見込資産」という。)に限られることに留意する。ただし、法人が、取得見込資産に係る書類を確定申告書又は連結確定申告書に添付又は提出している場合において、やむを得ない事情により当該取得見込資産の全部又は一部を取得することが困難となったため、当該取得見込資産以外の資産を取得することにつき当該事業年度終了の日又は適格分社型分割等の日の前日までに所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)に申し出て、その確認を受けたときは、当該資産を買換資産として措置法第65条の8第7項又は第8項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(1) 措置法第65条の8第15項又は第68条の79第15項に規定する「取得をする</p>	<p>(前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもって圧縮記帳をする場合の計算)</p> <p>65の7(4)－6</p> <p>.....当該買換資産の取得に充てられる金額としてその取得の日を含む事業年度における譲渡対価の額と当該事業年度前の事業年度における譲渡対価の額(特別勘定の経理の対象となった額)</p> <p>(特別勘定を設定した場合の取得資産)</p> <p>65の7(4)－7 措置法第65条の8第1項の特別勘定(同条第6項の規定により合併法人等が設けているとみなされたものを含む。)を設けている法人が同条第7項に規定する取得指定期間内に取得する資産は、同条第14項に規定する「取得をする見込みである資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」に記載された資産又は同条第3項若しくは第5項に規定する「財務省令で定める事項を記載した書類」に記載された取得をする見込みである資産(以下65の7(4)－7において「取得見込資産」という。)に限られることに留意する。ただし、法人が、取得見込資産に係る書類を確定申告書に添付又は提出している場合において、やむを得ない事情により当該取得見込資産の全部又は一部を取得することが困難となったため、当該取得見込資産以外の資産を取得することにつき当該事業年度終了の日又は適格分社型分割等の日の前日までに所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)に申し出て、その確認を受けたときは、当該資産を買換資産として同条第7項又は第8項の規定を適用することができるものとする。</p>

見込みである資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」に記載された資産

(2) **措置法第65条の8第3項若しくは第5項又は第68条の79第4項若しくは第6項に規定する「財務省令で定める事項を記載した書類」に記載された取得をする見込みである資産**

(取得をする見込みである資産に係る書類)

65の7(4)－8 **措置法規則第22条の7第13項**.....

付表

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた
場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方

1

2

3

4

5 「**措置法第65条の7第1項の表又は震災特例法第20条第1項の表の該当号8**」には、取得予定資産について適用を受けることとしているそれぞれの規定の区分に応じた表の該当番号を記載します。

6

7

(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)

65の7(4)－9 **措置法第65条の8第10項に規定する特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかについては、64(3)－19の取扱いを準用する。**

(法第50条との選択適用)

65の7(5)－1

(取得をする見込みである資産に係る書類)

65の7(4)－8 **措置法規則第22条の7第11項**.....

付表

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた
場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方

1

2

3

4

5 「**措置法第65条の7第1項の表又は震災特例法第20条第1項の表の該当号7**」には、取得予定資産について適用を受けることとしているそれぞれの法律の区分に応じた表の該当番号を記載します。

6

7

(新設)

(法第50条との選択適用)

65の7(5)－1

改 正 後	改 正 前
<p>.....<u>措置法令第39条の7第57項</u>.....</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65の7(5)-3</p> <p>.....<u>措置法規則第22条の7第5項、第7項及び第8項</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>.....<u>措置法令第39条の7第52項</u>.....</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65の7(5)-3</p> <p>.....<u>措置法規則第22条の7第4項、第6項及び第7項</u>.....</p> <p>.....</p>

六十六 第65条の11及び第65条の12《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第65条の11及び第65条の12《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>65の11-7 <u>措置法第65条の12第11項に規定する特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかについては、64(3)-19の取扱いを準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第65条の11《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例》関係</p> <p>(新 設)</p>